

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から43年3月まで
② 昭和46年8月から47年3月まで

私は、昭和42年2月に会社を退職した後、しばらくしてから叔父宅に滞在していたが、その時期に叔父から「お前の国民年金保険料を納めている。」と言われたことがあるので、叔父は、私の保険料を納付してくれていたはずである。また、私自身は保険料を納付した記憶が無いので、実家に戻り結婚するまで、母が私の保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、オンライン記録によると、申立期間②直前の昭和46年7月までの国民年金保険料は納付済みとなっているが、申立人が実家に転居する前に居住していた市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、45年度の検認記録欄は空欄となっていることについて、当該市は、「45年度以降も当市で保険料を納付していれば、検認記録欄に収納年月日が記載され、46年度以降の検認記録欄のある被保険者名簿が保存されることになる。また、過年度納付確認済という記載のある名簿も存在する。以上のことから、45年度以降は当市以外で保険料の納付が行われた可能性が高い。」と説明しており、申立人は、「47年2月に結婚する1年ほど前に実家に戻ったと思うが、自分で保険料を納付した記憶が無い。」と述べていることを踏まえると、申立人の母親が、45年4月以降の保険料を納付していたことが推認できる。

また、母親は、国民年金制度発足時から長期間にわたり継続して保険料を納付していることから、納付意識の高さがうかがえ、「実家に戻ってから結婚するま

では、母親が保険料を納めてくれていたと思う。」との申立人の説明に不自然さはない。

- 2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和43年10月頃に払い出されたと推認でき、同時に申立期間①の保険料は過年度納付することが可能である。

しかしながら、申立人は、叔父から「お前の国民年金保険料を納めている。」と言われた以外に何も聞いていない上、申立人の保険料を納付していたとする叔父から当時の納付状況を聴取することができないことから、申立期間①における保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで
私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間前後の保険料は納付済みとなっているので、申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されており、昭和 51 年 7 月から申立人が厚生年金保険に加入(平成 11 年 12 月)するまでの長期間にわたり、申立期間を除き、申立人の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間は 6 か月と短期間である上、申立期間当時、申立人夫婦の生活状況に変化はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで
私は、夫婦二人分の国民年金保険料を忘れずに納付していたと思う。申立期間前後の保険料は納付済みとなっているので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されており、昭和 51 年 7 月から申立人が第 3 号被保険者となる(平成 11 年 12 月)までの長期間にわたり、申立期間を除き、申立人の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間は 6 か月と短期間である上、申立期間当時、申立人夫婦の生活状況に変化はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間及び47年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和47年4月から同年11月まで

私は、両親が私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、年金手帳記号番号払出一覧の払出年月日から昭和46年3月頃に払い出されたと推認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達する前月までの保険料をおおむね納付しており、納付意識の高さが認められる上、両親は、申立期間を含む40年4月から49年3月までの保険料を現年度納付していることが特殊台帳により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年2月まで
私の父は、私が20歳から就職するまでの学生期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き学生期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成6年12月頃に払い出されており、払出日時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直後の5年3月から6年3月までの保険料は過年度納付されたものと推測される上、オンライン記録から、同年4月から7年3月までの申請免除承認期間の事務処理日は同年1月9日となっていることが確認でき、当該処理日時点でも申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるなど、申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

私は、昭和49年に結婚後、国民年金保険料を納付することが困難であったので、区役所に相談して夫婦二人分の申請免除の手続を行った。その後10年間は毎年、郵送で夫婦二人分の免除申請を行い、免除承認通知書を受け取っていた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、初回の国民年金保険料の免除申請を区役所で行い、次年度からは区役所から送付されてきた免除申請書により郵送で手続を行った後は、毎年、免除承認通知書が届いていたこと、及び区役所からは免除申請の有無を確認する電話もあったことを記憶している。また、申立期間当時に申立人が居住していた区では、前年の免除承認者のうち所得審査後の免除該当者に免除申請書及び納付書を送付し、電話や訪問による申請免除の勧奨も行っていたとしており、申立期間前後の期間も申請免除期間であることを踏まえると、申立期間の保険料についても免除とされていたとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで

私は、国民年金制度発足当初に国民年金に加入し、60歳に到達するまでの期間の国民年金保険料を納付してきており、申立期間②については、当該期間の保険料に係る領収書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、国民年金事務組合の業務を行っていた事業団発行の当該期間に係る国民年金印紙検認記録票（以下「検認記録票」という。）を所持している。

また、当該検認記録票の検認印欄には、「49.11.27」と記載され、係印欄には押印ではなく署名による係員名が記載されているところ、当時の国民年金事務組合事務処理要領によると、印紙売りさばき代金が納付されたときは、検認記録票の検認印欄に同代金の収納年月日を記入し、検認記録票を納付者に交付することとされており、上記事業団発行の広報紙（昭和56年6月25日付け）においても、3か月分の国民年金保険料と引換えに検認記録票を渡す旨の記載が確認できることから、申立人が所持している当該期間に係る検認記録票は、49年11月27日に当該期間の保険料を納付したことにより交付されたものと考えられる。

一方、申立期間①について、申立人の兄の妻によると、当該期間当時に申立人と一緒に住んでいた家族は、申立人の両親と申立人の兄及び自分たち夫婦であり、申立人及びその兄二人の保険料は、父親が納付していたと述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の兄二人の当該期間の保険料は、

申立人と同様に未納となっており、申立人は、現在病気療養中のため当該期間当時の納付状況等を聴取することが困難である上、当該期間当時に同居していたとする申立人の両親及び兄二人からも当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 43 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 10 日

A社（厚生年金保険の適用はB社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、43 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主から回答を得ることができない上、A社及びB社は平成 23 年 12 月*日に破産手続を開始していることから、破産管財人に照会したものの、破産処理に必要な書類以外は廃棄して保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月1日から同年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてB支店から本社への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社発行の在籍証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和51年7月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和51年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成8年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社からグループ会社のB社に移籍したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社の事業主及び複数の従業員の供述から、申立人は、申立期間において、同社からB社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年3月31日の後の同年4月22日付けで、同年3月31日と記録されていることが確認できることから、商業・法人登記簿謄本によると、同社は申立期間において、法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、A社の事業主は、上記適用事業所でなくなる手続について、「経営悪化により厚生年金保険料の滞納が続いていたところ、社会保険事務所(当時)から指導されて行った。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、A社の事業主を含む4人の標準報酬月額について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の平成8年4月22日付けで、遡って複数の定時決定を取り消し、減額訂正されていることが確認できる。

加えて、上記商業・法人登記簿謄本によると、申立人が取締役であったことは確認できない上、複数の従業員は、申立人は経理担当事務員だが、社会保険事務には関与していなかった旨回答していることから、申立人は上記資格喪失処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った申立人に係る上記資格喪失処理に合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、雇用保険の離職日の翌日であり、また、B社における資格取得日でもある平成8年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和44年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月28日から同年3月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人のA社における在籍証明書及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年3月1日に同社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで

私は、勤務していた店を辞めた後の昭和 60 年 9 月に区役所で国民年金の再加入手続を行った際、申立期間の 3 か月分の国民年金保険料の印紙を購入して、年金手帳に貼付し、検認印を押してもらった方法で保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 9 月に区役所で国民年金の再加入手続を行ったと説明しているが、申立人から提出された年金手帳の国民年金の記録欄により、申立人は、59 年 5 月 1 日に任意加入被保険者資格を喪失し、60 年 10 月 1 日に再度任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、国民年金印紙を購入して年金手帳に貼付し、検認印を押してもらったと説明しているが、申立人が申立期間当時居住していた区は、昭和 46 年度以降、区全域において納付書方式による納付方法に変更しており、申立人の説明は不自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13571 (事案 1065 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 46 年 3 月までの期間及び 48 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金の加入が遅れ、市役所で加入手続を行った際、窓口職員からこのままでは夫婦で国民年金がもらえなくなると言われたため、もう納付しなくてもよいと言われるまで夫婦二人分の国民年金保険料を市役所で納付し続けたはずである。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は特例納付した国民年金保険料の納付金額に関する記憶が明確ではない上、夫も受給資格期間を満たす分の保険料のみを特例納付している状況がみられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記通知の「委員会の判断の理由」に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料の提出等はなく、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年3月までの期間及び11年9月から17年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月から同年3月まで
② 平成11年9月から17年4月まで

私の両親は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続きをしてくれ、就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は、平成11年9月に会社を退職後、現在も居住している区で国民年金の再加入手続きを行い、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料は申立人の父親の預金口座から口座振替で納付する手続きを行い、当該期間の保険料も口座振替で納付していたとしているが、父親の預金月中取引明細表兼残高一覧表により、当該期間直前までの保険料は口座から引き落とされているものの、当該期間の保険料は引き落とされていないことが確認できるほか、父親からは当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明である上、母親は、当該期間の保険料を納付書で納付した記憶は無いと述べている。

申立期間②については、申立人は、当該期間の加入手続きの時期及び場所に関する記憶や当該期間の保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が明確でないほか、申立人は現在も居住している区で国民年金の加入手続きを行ったと述べているが、当時、申立人は実家のある別の市に住所を置いていたことが戸籍の附票で確認でき、平成11年9月から当該区へ住民票を移動させた12年10月までの間、当該区で加入手続きを行うことはできなかった。また、当該期間当時、申立人のオンラインの記録は実家の住所で管理されていたこと、及び申立人はオンライン記録から10年5月から17年5月までの期間は不在者として管理されていたことが確認できるなど、当該期間当時に申立人が国民年金に関する手続きを行ったことはうかがえない。

また、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13575 (事案 4078 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年11月まで

前回、申立期間の記録訂正は認められなかったが、私は、昭和44年4月に会社を退職してから同年12月に結婚するまで、亡くなった父が所有していた施設の事務員として働いており、父が私の申立期間の国民年金保険料を納付していると言っていたことを憶えている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が明確でないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年10月頃の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、21年4月22日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「父親が申立期間の保険料を納付していると言っていたことを憶えている。」との前回申立時と同様の主張をしているのみで、申立人から申立期間に係る新たな資料及び情報等の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月、60年4月から61年9月までの期間及び63年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年1月
② 昭和60年4月から61年9月まで
③ 昭和63年2月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職するたびに、国民年金の加入手続を行い、私の妻が妻の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、平成8年3月21日に、昭和58年1月21日の国民年金被保険者の資格取得と同年2月1日の資格喪失及び60年4月15日の資格取得と61年10月1日の資格喪失の資格記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、この記録が追加されるまで、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、記録が追加された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

申立期間③については、平成8年3月21日に、昭和63年3月1日の国民年金被保険者の資格取得が同年2月21日に訂正されていることがオンライン記録で確認でき、この記録が訂正されるまで、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間ある上、記録が訂正された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和56年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、63年3月1日に被保険者資格を取得したと記載され、この同年3月1日の資格取得は二重線で58年1月21日と訂正され、同一筆跡で、平成8年3月1日までの資格取得及び資格喪失の記録が記載されており、この手帳の記載からは、申立期間当時、申立人が国民年金の加入手続を行っていた

ことを推察することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から50年3月まで

私は、20歳の時に国民年金の加入について私の母と相談し、母が国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、現在居住している区で2回払い出され、最初の手帳記号番号は、申立期間中の昭和43年2月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であるが、当該手帳記号番号が記載されている国民年金受付処理簿の備考欄には、「欠番（非該当）」及び「消除」の記載が確認できることから、当該手帳記号番号は欠番の処理が行われ、申立期間は保険料を納付することができない未加入期間であったと推認できる。

また、二つ目の手帳記号番号は昭和51年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、当該払出時点では、申立期間の大部分に係る保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び申立期間の保険料の納付をしていたとする申立人の母親から申立期間当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から 62 年 4 月まで
私は、昭和 61 年 5 月に結婚して区役所で国民年金の加入手続を行い、私の妻が国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 5 月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年 9 月から同年 10 月頃までに払い出されていることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容と符合しない上、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、現在上記手帳記号番号のみが記載された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳の 2 冊を所持し、このほかに別の手帳を所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料の納付時期、納付頻度及び納付金額等に関する記憶が明確でない。

このほか、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から63年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から63年1月まで

私は、昭和57年3月に会社を退職後、私の母に勧められ、国民年金の加入手続を行うために当時居住していた区の出張所へ行き、あわせて申立期間の国民年金保険料の免除の相談を行い、その場で国民年金の加入手続及び保険料の免除申請の手続を行った。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和57年3月に、申立人の母親に勧められ、国民年金の加入手続を行うために当時居住していた区の出張所に行き、あわせて申立期間の国民年金保険料の免除申請手続を行ったとしているが、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことは確認できず、申立期間は、国民年金の未加入期間のため、制度上、保険料の免除申請を行うことはできないほか、申立人は、現在、厚生年金保険被保険者証及び基礎年金番号通知書が貼付された厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳1冊のみを所持しており、申立人は別の年金手帳を所持していた記憶は無いとしている。

また、申立人は、一度免除申請をしたら保険料の納付ができるようになるまでそのままよいと上記区の出張所の窓口で言われたため、免除手続を1回行った記憶があるとしているが、申立期間の保険料が免除されていたことを示す記録は確認できない上、申立期間に係る保険料の免除申請手続については、毎年度行うこととされており、複数回行うこととなる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 60 年 6 月まで
私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は、私の母が行ってくれている。申立期間直後の保険料は、昭和 62 年 10 月に遡って納付していることが母から渡された領収証書で確認でき、母がこの時期に申立期間の保険料も納付してくれたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、国民年金の加入時期及び遡って一括納付したとする保険料額に関する記憶が明確でない上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 9 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち 59 年 6 月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の母親は、20 歳からの保険料を遡って一括納付したとする領収証書を申立人に渡したとしているものの、当該領収証書では、申立期間直後の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の保険料を時効直前の 62 年 10 月に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月までの期間及び平成元年 4 月から 2 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月まで
② 平成元年 4 月から 2 年 2 月まで

私は、申立期間①については、両親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間②については、私が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、海外から帰国した平成 2 年 11 月頃に、不在中に自宅に送られてきていた複数の国民年金保険料の納付書を持って、区役所でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は平成元年 8 月頃に払い出されており、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認でき、当該加入手続時点では、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人及びその母親は、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が無いと述べており、当時の状況は不明である。

申立期間②について、申立人は、海外から帰国後の平成 2 年 11 月頃に自宅に送付されてきた複数の納付書で当該期間に係る何十万円もの保険料をまとめて納付したと述べているが、保険料を区役所で納付したとする以外に具体的な納付額及び納付書の枚数などの納付状況に関する記憶が明確ではない。

また、申立人は自宅に送付された複数の納付書で保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人に対して平成 4 年 4 月 16 日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、申立期間②直後の 2 年 3 月以降の保険料

は当該過年度納付書発行時点で納付することが可能であり、オンライン記録によると、同年3月の保険料は過年度納付により納付していることが確認できることから、当該過年度納付書により同年3月の保険料が納付されたものと考えられ、申立期間②の保険料を納付するには、当該過年度納付書の発行以前に別の過年度納付書で納付することは可能であるが、申立人は別の過年度納付書で保険料を納付した記憶が明確ではない上、当該過年度納付書発行時点では、当該期間は既に時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成元年2月まで
私は、昭和63年10月に会社を退職し、平成元年3月に就職する会社が決まったため、区の出張所か本庁で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月に就職する会社が決まり、前の会社を退職した際にももらった年金手帳を区の出張所か本庁に持参して、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年9月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付状況等に関する記憶が明確でない上、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月10日から24年5月24日まで
② 昭和25年2月28日から27年8月1日まで

A社(昭和24年4月、B社に名称変更。現在は、C社)に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社、B社でD職及びE職として勤務しており、証明として在籍証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された在籍証明書及び身上調書により、申立人が申立期間①及び②にA社及びB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社の人事担当者は、申立期間①及び②当時の賃金台帳等の資料は無く、厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除については不明であると回答しており、厚生年金保険料の控除が確認できない。

また、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿より、申立期間①及び②に加入記録があり所在が判明した2名に照会したものの、1名は申立人を覚えておらず、また、他の1名からは回答が得られず厚生年金保険の加入状況について確認ができない。

さらに、B社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和24年5月24日資格取得、25年2月28日資格喪失の記録が記載されており、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年頃から 46 年頃まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、乳製品の配送業務に従事しており、自分の紹介で入社した息子と共に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚等の供述により、期間までは特定できないが、申立人が同社で乳製品の配送業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業主は、申立期間当時の資料等を保管しておらず、申立人の同社での勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない旨回答している。

一方、A社の総務担当者及び申立期間当時に勤務していた複数の従業員は、「当時、従業員の中に、本人の希望により厚生年金保険に加入しない者がいた。」と供述し、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員も、「A社に入社後、しばらくしてから当時の所長に勧められて社会保険に加入した。当時、会社には社会保険に加入しない従業員もいた。」と供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では申立期間において申立人の記録は確認できず、健康保険証番号に欠番は無い。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金においても、申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から 5 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には平成元年 8 月に入社し、3か月の見習期間経過後の同年 11 月から正社員として勤務しており、申立期間に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、平成元年 11 月 1 日にA社において被保険者資格を取得し、6年 9 月 20 日に同社を離職していることが確認できる上、2年 3 月 1 日及び同年 12 月 1 日に資格を取得した元従業員は、自身が同社に入社したときには申立人は既に同社に勤務していたとそれぞれ供述していることから、申立人は申立期間に同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、オンライン記録及び商業・法人登記簿謄本により、A社は平成 9 年 12 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、16 年 4 月 * 日に清算されていることが確認できる上、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱い及び給与からの保険料控除について確認することができない。

また、申立期間当時に申立人の父親が加入していた健康保険組合から提出された被扶養者情報により、申立人は平成元年 11 月 21 日から 4 年 11 月 30 日までの間父親の健康保険の被扶養者となっていたことが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社を担当していた社会保険労務士が保存していた同社の厚生年金保険の被保険者台帳（一部）により、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日又は同日以前に資格を取得した 5 人の当該台帳における資格取得日は、オンライン記録とそれぞれ一致していることが確認できる。

加えて、申立期間当時に申立人が勤務していた営業所の元所長は、申立期間のA社に

は、正社員でありながらも社会保険に加入していなかった者がいたと供述しているところ、同社の元社会保険事務担当者は、申立期間当時の同社では、給与手取額が減少してしまうことから社会保険への加入を嫌がる従業員が多く、社会保険に加入して給与手取額が減少したと同時に退職してしまう従業員が多かったことから、社長の指示により、本人からの申出があるまでは社会保険に加入させていなかったと供述している。また、当該担当者は、申立期間当時は社長が給与明細書を作成し、自身が給与明細書を確認していたが、社会保険未加入者の給与から保険料を控除していた場合には気付くはずであるとしている上、当該担当者を含む複数の元従業員が社会保険未加入期間の給与からは保険料は控除されていなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案23977（事案3952の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 17 日から 44 年 6 月 1 日まで
申立期間について、平成 20 年 9 月に第三者委員会に対して脱退手当金の支給記録を取り消してほしい旨の申立てを行ったが、認められなかった。
今回、改めて年金事務所に行き、申立期間に係る自分の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、記載されている姓が間違っているように見えること、及び生年月日に誤りがあることが分かり、なぜ当該被保険者原票が自分の記録と判断されているのか理解できず、脱退手当金の支給記録は間違っていると思われる。
また、昭和 54 年 9 月頃に A 社会保険事務所（当時）に行ったときに、B 社会保険事務所（当時）の方で年金手帳を確認したいとのことで、A 社会保険事務所に年金手帳を預けたが、預けた年金手帳ではなく、無断で再発行された年金手帳が B 社会保険事務所から送付されてきたこともあり、社会保険事務所（当時）における取扱いが不自然であった。
さらに、自分が脱退手当金を受給していないことを証言してくれる者が 2 名見つかったので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、支給額に計算上の誤りは無く、社会保険事務所における当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなないことなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、記載されている姓（旧姓）が間違っているように見えること、生年月日に誤りがあること、及び無断で再発行された年金手帳が B 社会保険事務所から送付されてきたことなどから、社会保険事務所における事務処理が不自然であり、申立期間に係る脱退手当金の支給記

録についても間違いであると主張している。

しかしながら、上記被保険者原票について、記載されている姓は申立人の姓（旧姓）であると認められ、また、厚生年金保険被保険者記号番号が記載されているところ、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における当該記号番号の氏名は申立人の氏名と一致していること、さらに、当該払出簿における申立人の生年月日は、昭和54年10月に戸籍上の生年月日に訂正されていることから、当該被保険者原票は、申立人の記録であると認められる。

また、社会保険事務所が申立人の年金手帳を預かった上、一方的に再発行したものを返却したとする上記主張について、B年金事務所は、「一般的に社会保険事務所が被保険者から年金手帳を預かることはない。また、年金手帳の再交付には、被保険者からの年金手帳再交付の申請（申請書の提出）が必要であり、社会保険事務所において、被保険者からの申請も無いのに無断で再交付することはない。」と回答しており、申立人の主張は考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金を受給しないことをお互いに確認し合ったと証言してくれる者が2名見つかったので、確認してほしいと主張しているが、そもそも、脱退手当金について、受給していないことを第三者が証明することは困難であるところ、当該2名は、いずれも「申立期間当時、申立人と年金や脱退手当金に関する話をした記憶は無く、申立人が脱退手当金を受給したかどうかについては知らない。」と回答しており、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月5日から31年3月28日まで
申立期間に勤務したA社には妹も同時期に勤務しているところ、妹は、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金の支給記録は無く、現在、年金を受給している。私には、脱退手当金の支給記録が有り、同社に係る年金を受給できないことから、妹に年金記録をもう一度調べたらどうかと言われた。私は、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年3月28日の前後の各3年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する者について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む68名に支給記録が確認できる上、同一日又は同一月に資格喪失し、同日に支給決定されている者が申立人を含み12組30名おり、当該支給記録のある同僚は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」との供述をしていることなどを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性があるものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においては、オンライン記録と一致する脱退手当金の支給対象期間、支給金額及び支給年月日が記録されているとともに、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年5月28日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求も受給もした記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 30 日から 42 年 12 月 29 日まで
② 昭和 43 年 2 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、申立期間②に勤務したA社を退職するときには、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間②に勤務したA社を退職した後の昭和 46 年 7 月 6 日に申立期間①及び②に係る脱退手当金が支給決定されている記録が有るところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である 46 年 3 月 31 日から約 3 か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求も受給もした記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。